

キューバにおける性別分業(論稿)

| | |
|-----|--|
| 著者 | 山岡 加奈子 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構(ジェトロ)アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| 雑誌名 | ラテンアメリカレポート |
| 巻 | 22 |
| 号 | 1 |
| ページ | 29-41 |
| 発行年 | 2005-05-20 |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00006090 |

キューバにおける 性別分業

山岡加奈子

はじめに

本稿は、各種データや筆者の観察から、キューバにおける性別役割の平等化の過程を、革命の成果と、その限界はどのようなものであったか、そして近年のソ連崩壊による経済危機がどのような新たな局面をもたらしたか、という問題意識に基づいて論じようとするものである。

社会主義国キューバは、ラテンアメリカの中では女性の労働力化率が高いことで知られている。1955年に13.0%であった女性の労働力化率は、59年の革命を境に徐々に上昇し、キューバ政府の公表している最新データの96年には、42.1%(15歳から55歳までの労働可能な女性人口中)にまで至っている。また出版されたデータではないが、現在の女性労働力化率は55%(20歳から59歳までの女性人口中)を超えているという⁽¹⁾。日本では現在でも結婚や出産を機に仕事を辞める女性がかかりいるが、キューバではこれまでそのような理由で退職するケースは少なく、ラテンアメリカでは最も高い女性労働力化率を誇る。しかしながら、このような革命をもたらした女性による顕著な社会進出がある一方、キューバにおいても、家事・育児その他の不払い労働は依然として主に女性が担っている。社会主義国は一般に、女性が労働者として

家の外で働き、賃金を得ることを奨励してきたが、他方、家の中での性別役割を男女平等にすることはできなかつたとされている。したがって社会主義国の女性は、昼間男性と同じように働いたあと、帰宅してから家事や育児、介護などを一手に引き受けるという二重の負担を負ってきた(畑[2000, 164-165])。キューバも例外ではなかつたのである。

こうした状況は、比較的最近まで変わることはなかつた。それでも社会主義革命は、キューバにおける労働生活、家庭生活の条件を大きく変え、その社会における性別分業のあり方に根本的な変化をもたらしつつある。筆者は、この変化をまだ萌芽的であるが、労働場面および家庭内における平等化への方向性をもつものにとらえており、注目すべきものと考えている。他方、ソ連崩壊後の深刻な経済危機と、それに伴って導入された部分的な経済改革によって、性別役割の平等化に逆行する動きも出てきている。

以上の論点を、次の構成によって詳述していきたい。まず、第Ⅰ節においては、女性の労働力化率を見た上で、革命による性別役割の平等化への貢献を確認する。次に第Ⅱ節において、この革命のもたらした成果の内実、限界に迫ることを目指す。そのため、人々の性別役割に関する意識を見た上で、労働機会や家事負担の状況、社会主義的

な社会政策・制度と家族形成(結婚と離婚)との関連を、性別役割という視点から検討する。また、その際に、ソ連崩壊による経済危機の影響がどのように表れているのかという点に留意する。第Ⅲ節では、より総括的な形で、ソ連崩壊による経済危機がキューバ社会にもたらしつつあるインパクトの意義を論じる。最後に今後を展望する。

I 女性の労働力化率の推移と革命の成果

まず、女性の労働力化率がどう変わったかを見てみよう。表1は、革命前後からソ連崩壊直前までの労働力化率の推移を示しており、一貫して女性は増加していることがわかる。

しかし、表2によれば、ソ連崩壊直前の1990年には、15歳から55歳⁽²⁾までの女性に占める労働者の割合は42.2%であったが、崩壊による経済危機がピークを越した96年に37.7%に低下した(Oficina Nacional de Estadísticas[1999, 139])。公的統計からでさえ、この時期については家庭に回帰した女性がかかりいる可能性がみてとれる。女性の労働力化率については、この後の統計がない。ただし絶対数(表3)を見ると、女性労働者数は96年から増加に転じ、その後一貫して増加し続けている。

経済危機の影響の問題は後で論ずるが、基本的

表1 男女別労働力化率の推移(1955~90年)

| | 女性 | | | 全 体 |
|------|------|------|------|-----|
| | 女 性 | 男 性 | 全 体 | |
| 1955 | 13.0 | 78.8 | 43.3 | |
| 1970 | 15.9 | 67.4 | 42.3 | |
| 1975 | 21.1 | 63.0 | 42.3 | |
| 1980 | 26.7 | 61.0 | 44.0 | |
| 1985 | 30.0 | 62.9 | 46.6 | |
| 1990 | 34.8 | 67.8 | 51.3 | |

(出所) Safa[1995, 26]

に女性の労働力化率が革命以降、増大傾向にあったこと、それが経済危機によって中断されたが、再び増大傾向を示していることが確認できる。

こうした女性の労働力化率の長期的な上昇は、革命がもたらした制度、意識変化によるものといえよう。キューバの性別役割に触れたソ連崩壊前の研究は多くない中で、ヘレン・サファが、1986~87年にキューバ女性連盟の協力を得て行なった聞き取り調査があり、革命による社会参加の拡大を示す貴重な記録となっている。労働力化に直接関わる部分以外も含めて、その内容を簡単に紹介しよう。

サファはハバナ市郊外の紡績工場(1289名の女性労働者を雇用していた)で無作為抽出したさまざまな年代の168名の女性労働者にインタビューした。彼女の調査の視点は、労働者のたどってきた職業生活や家庭生活における世代による変化をとらえ、それによって革命体制の男女平等への貢献度を測ろうとするものだった。実際の結果も、女性労働者の(1)教育水準、(2)仕事を続けるための環境、(3)配偶者あるいは男性パートナーの就労への理解度、(4)家事・育児労働の分担の有無、などの点で、世代によって明らかな違いがみられた。

革命前からその工場働いている労働者のほと

表2 年齢別・男女別労働力化率の推移(1990年,1996年)

| | 女性 | | | |
|--------|------|------|------|------|
| | 女 性 | | 男 性 | |
| | 1990 | 1996 | 1990 | 1996 |
| 15~16歳 | 1.7 | 1.0 | 3.0 | 8.1 |
| 17~19歳 | 20.7 | 20.1 | 58.7 | 53.5 |
| 20~29歳 | 55.1 | 50.1 | 84.1 | 79.9 |
| 30~59歳 | 55.9 | 49.1 | 92.5 | 84.8 |
| 60歳以上 | 3.5 | 2.3 | 22.7 | 18.1 |
| 全 体 | 42.2 | 37.7 | 72.4 | 68.0 |

(出所) Oficina Nacional de Estadísticas [1999, 139]

表3 職能別女性労働者分布 (1992～2002年)

(単位: 1,000人)

| | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 肉 体 労 働 者 | 364.9 | 354.3 | 360.9 | 344.3 | 297.7 | 340.6 | 345.5 | 359.7 | 358.5 | 324.4 | 362.9 |
| 技 術 職 | 488.9 | 511.0 | 511.4 | 478.0 | 527.9 | 507.6 | 503.6 | 513.3 | 527.7 | 579.6 | 577.2 |
| 行政部門の労働者 | 176.9 | 175.0 | 173.0 | 144.4 | 142.8 | 139.8 | 135.7 | 134.0 | 130.1 | 133.2 | 125.2 |
| サービス部門の労働者 | 295.3 | 299.3 | 312.3 | 303.8 | 303.0 | 300.1 | 325.9 | 329.9 | 333.9 | 353.6 | 349.2 |
| 管 理 職 | 66.8 | 72.0 | 74.6 | 79.7 | 79.6 | 87.6 | 88.1 | 91.5 | 95.4 | 94.1 | 101.3 |
| 合 計 | 1,392.8 | 1,411.6 | 1,432.2 | 1,350.2 | 1,351.0 | 1,375.7 | 1,398.8 | 1,428.4 | 1,445.6 | 1,484.9 | 1,515.8 |

(出所) Oficina Nacional de Estadísticas[2003a]

んどは初等教育を終えていなかったが、彼女たちの子どもたちの多くは高等教育まで進んでおり、中には技術者や研究者になって、ソ連・東欧へ留学している子どももいた。彼女たちは特に教育の点で革命政府を高く評価していた。また、出産後も仕事を続けるために必要な保育所の整備については、徐々に整ってきたという。45歳以上の世代の労働者たちはほとんどが自分の母親に子どもの面倒を見てもらって乗り切ってきたが、45歳以下の世代の労働者たちは、保育所に子どもを預けるケースも多く、保育所が満員で入所できない場合に自分の母親を頼っていた。

配偶者との関係では、45歳以上の世代は、少なくとも結婚後夫が妻に対して仕事を辞めるように言わなくなったことを評価していた。革命前は女性労働といえば未婚女性のものであり、結婚後は仕事を辞めて家庭に入るのが当然とされていたからである。経済面では、生活費のために妻も働く必要があるからと答える労働者もいたが、自分自身の収入を得ることで、家庭内での妻の地位が上がったことを実感している人が多かった。実際に3人に2人の妻が家計費を分担しており、サファはこれにより女性の家庭内での権威が増したと考えている(Safa[1995, 137])

家事・育児の分担については、45歳以上の女性

労働者のほとんどが家事の大部分を自分で引き受けていた。「男性がやる家事といえば、請求書の支払いをすること、買い物に行くこと、ごみを捨てること」(Safa[1995, 137])程度にとどまっており、そういう現状に不満はあったが、「夫を変えるには遅すぎる」として諦めていたのである(Safa[1995, 137])。しかし45歳より若い世代になると事情は異なり、上の世代の女性たちも、自分の子どもの世代では家事を分担するケースが多いと述べている。母と娘が2人も同じ職場で働いていたケースでは、母親は自分の夫が家事をまったくしないことを諦めているのに、彼女の20歳代の娘は、自分の幼い子どもの面倒を夫が見るのが当然だと考えていた。そして、週末に夫が家に妻と子どもを置いて1人で遊びに出かけることを許さないと話したという。これに対し母親の方は、「男は外にいるものなんだから、それは仕方ない」と娘をたしなめようとしたが、娘は同意しなかった。「だって娘は私だけの子じゃない、2人の子どもなのよ」(Safa[1995, 127])

調査範囲がブルーカラー労働者に限定され、また調査地点もハバナ市郊外の1工場に限られるとはいうものの、サファの調査結果から、革命のおかげで女性の就労機会が増え、女性自身が収入を得ることによって家庭内での地位が上がったこと、

また、結婚・出産後も働くことが当然になり、若い世代では男性パートナーに家事や育児を分担することを求め、実際に分担しているケースも結構あることなど、革命以後30年間にキューバの女性の地位や性別分業についての考え方や行動が大きく変わってきた様子がうかがわれる。

II 革命の成果の内実と限界

1. 強固な伝統的な性別役割意識

このような成果は他国と比較して誇るべきものであるが、今日国際的にも目指されている社会生活全般における性別役割の平等化という視点からいえば、後で見るとさまざまな制約、限界をもつものであったことが指摘できる。そうした制約、限界をもたらしてきたものの根底にあるのが、キューバ社会に強固に存続する伝統的な性別役割意識である。

第二次世界大戦前から続くキューバの伝統ある週刊誌『ボエミア』は、2001年に性別分業に関する意識調査結果を発表している。大多数が、家庭内の男性の役割は経済的な責任を負うことと答えており、女性の役割は料理や育児であると答えている。96%の人が女性のイメージの第1に母性を挙げており、男性のイメージの上位が有能さ、誠実さ、正直さ、強さであり、父性を選んだ人が少数であった事実と対照的となった。女性は「母性」イメージに代表されるケア役割や家事・育児に意識の上でも縛られているのに対し、男性は父親役割ではなく、稼得労働をこなして経済的な責任を負うことのみを期待されていることになる。

つまり、ごく最近でも、被調査者のジェンダー観が男女ともかなり伝統的であることがわかる。男女ともほとんどの人が女性イメージに母性を挙げたことは、キューバでDINKs(カップルが共に有

職で子供をもたない)という考え方がほとんどみられないという筆者がもつ印象を裏付ける。子どもを1人しかもたないカップルは多いが、子どもをまったくもたないという選択肢は思いもつかないようだ。

この調査は、ハバナ市、ハバナ州、ラス・トゥナス州、サンクティ・スピリトゥス州、ピナル・デル・リオ州の五つの州に住む272人(男女136人ずつ)に限定しており、さらに56.9%が大学卒以上、31.9%が高等学校卒の学歴をもっている点で、サンプル自体はキューバ全体を統計学的に適切に代表しているとはいえない。しかし、かえって教育水準の高い人々に偏ることによって、本来「進歩的」と想定される人々すら今日なおもっている、キューバ社会の伝統的な性別役割意識を浮き彫りにするものとなったといつてよいだろう。

2. 稼得労働機会

このような伝統的な性別役割意識は、女性と男性が得ている稼得労働機会の不平等に結びつく。すなわち、キューバにおいても資本主義国と同様に、女性の就業機会は、男性に比べ周辺的な性格を強くもっており、女性は相対的に低賃金のセクターに就業している。表4は、1970年と98年で、国营部門や民間部門その他の部門など、雇用側の

表4 勤務先の所有形態と労働者(女性)比率 (%)

| 勤務先の所有形態 | 1970 | | 1998 | |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| | 全 体 | 女 性 | 全 体 | 女 性 |
| 国 営 | 86.9 | 98.3 | 75.5 | 86.0 |
| 合 弁 お よ び 商 業 | - | - | 4.1 | 3.8 |
| 非 国 営 | 12.5 | 1.0 | 19.3 | 8.7 |
| 政 治 ・ 大 衆 組 織 | - | - | 1.1 | 1.4 |
| 不 明 | 0.5 | 0.6 | - | - |
| 合 計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

(出所) Popowski Casañ[1999, 28]

所有形態別に、労働者全体および女性労働者の働く割合を示している。70年には、国営部門に雇用された女性労働者の割合は、男性を含んだ全体よりも10パーセントポイント以上上回っている。国家が積極的に女性を雇用したと同時に、女性の雇用が公的部門に偏っていることを示している。次に経済改革が行なわれたあとの98年には、労働者全体でも女性のみでも国営部門で働く労働者の割合が減少しているが、その中でも女性はまだ全体に比べて10パーセントポイント以上上回っている。同時に、非国営部門と合弁企業では、女性の割合は全体よりかなり低くなっている。これらの部門には、高収入が見込まれる業種が多く含まれていると考えられる⁽³⁾。したがって、女性の雇用は依然として低賃金の公的部門に偏っており、高賃金である民間部門や外資との合弁企業などで働く労働者は男性に偏っていることが読みとれる。

これを職種別に見たのが表5である。製造業や建設業、運輸業などでは男性労働者の割合が高いが、医療や社会扶助、教育などは女性の多い職場であることが見てとれよう。医療や教育などは、子

どもや病人、高齢者を相手としており、伝統的に女性の仕事とみなされてきた分野である。またこれらの部門は経済改革の恩恵を受けない低賃金労働である。たとえば現在、医学生の半分は女性であるが、キューバの医師の賃金は最高でも月550ペソである。米ドルに直せば22ドル程度であり、健康で文化的な最低水準の生活をするにも足りない。看護師や教師などはさらに賃金が低い。大学で教えていても医師と同じくらいの賃金である。筆者の見限りでも、近年女性の研究者がキューバでも増えているが、これはかならずしも女性の地位が向上したためとは言い切れないのだ⁽⁴⁾。表6では、労働者の男女別教育水準を示したが、これを見れば革命政府の努力の甲斐あって、女性労働者の方がむしろ教育水準が高いことがわかるが、それにもかかわらず、彼女たちの就職先は賃金の低い公的部門に偏る傾向があり、また伝統的に女性の仕事とされてきた職種に偏る傾向が強いのである。

また、夫婦ともに公的部門で働いている場合でも、公務員の賃金はソ連崩壊後著しく低下しているため、公務員の仕事以外に闇で副業をしている

表5 職種別・男女別労働者分布（1996年）
(%)

| 経済部門 | 女性 | 男性 |
|-----------------|-------|-------|
| 製造業 | 18.3 | 30.6 |
| 建設業 | 3.7 | 11.2 |
| 農業 | 5.0 | 10.7 |
| 運輸・交通 | 2.9 | 6.5 |
| 通信 | 0.7 | 0.4 |
| 商業 | 13.3 | 10.4 |
| 教育 | 22.3 | 8.3 |
| 医療・社会扶助・文化・スポーツ | 18.3 | 6.6 |
| 金融・保険 | 1.1 | 0.4 |
| 行政 | 4.8 | 3.7 |
| その他 | 9.6 | 11.2 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 |

(出所) Oficina Nacional de Estadísticas[1999, 141]

表6 男女別労働者の教育水準（2000年）
(単位：1,000人)

| 男性 | 人数 | 割合(%) |
|------------|---------|-------|
| 初等あるいはそれ以下 | 464.2 | 19 |
| 中等教育 | 815.6 | 34 |
| 高等学校卒業 | 860.3 | 36 |
| 高等教育修了 | 257.3 | 11 |
| 合計 | 2,397.4 | 100 |
| 女性 | 人数 | 割合(%) |
| 初等あるいはそれ以下 | 155.3 | 11 |
| 中等教育 | 337.8 | 23 |
| 高等学校卒業 | 686.1 | 47 |
| 高等教育修了 | 266.4 | 18 |
| 合計 | 1,445.6 | 100 |

(出所) Oficina Nacional de Estadísticas[2001, 121]

ケースも多い。その場合は、夫が公務員の勤務時間外に副業をし、妻は副業をせずに家事・育児を引き受ける、というパターンになりがちである。公務員の闇市場での副業を含めると、男性が比較的高い収入を稼ぎ出す場合が多く、女性が低賃金の公的部門における周辺の就労にとどまるケースは、表4に示されたものよりずっと多い可能性がある。

以上を要約すると、従来から低賃金の公的部門に男性に比較して多くの女性が就労するという傾向(表4)が存在してきた。そして、1990年代には経済危機によって収入の極端な悪化が全般的に進行したが、特に女性の多い公的部門がそうした負の影響を受けた。この時期、経済改革によって新しく生まれてきた比較的高収入の業種への就労機会についてみても、そこへの参加は、男性に偏ったものであったのである。

3. 家庭内の家事、ケア(育児・介護)労働

伝統的な性別役割意識は、家庭内の家事、ケア労働を女性に強く求めるものである。その実態をみよう。キューバでは、政府統計局によって「生

活時間調査」が、過去5回行なわれている。筆者が入手できたデータは最後の2回、1997年と2001年の調査結果のみである。まず最近のものである2001年調査結果に注目しよう。その調査地としては、首都ハバナの旧市街(一般的には低所得者層の居住地と考えられている)、キューバの最西端のピナル・デル・リオ州2カ所(ピナル・デル・リオ市とサンファン・イ・マルティネス)と最東端に近いグランマ州の2カ所(バヤモとギサ)が選ばれている。この調査では、「家事」に介護や育児を含まず、介護や育児などのケア労働を含む場合は「不払い労働」として別に分類している。ケア労働はかならずしも同一世帯内でなくともよく、離れて住む親族の介護に行く場合も含まれている。表7では、ケア労働を含まない「家事時間」のみを、表8は「家事、ケア労働時間」を示している。また、表7では調査日に家事をまったくしなかった人を「調査日家事非実行者」、家事をした人を「調査日家事実行者」(日本の統計局の呼称に従えば行動者)と呼び、両者を含んだ総平均と、「調査日家事実行者」の平均の両方が記載され、表8では「調査日家事実行者」の平均のみが記載されている。

表7 都市部の男女別・地域別家事時間(2001年)

| 調査地 | | ハバナ旧市街 | ピナル・デル・リオ市 | サンファン・イ・マルティネス | バヤモ | ギサ |
|--------------------------|--------|--------|------------|----------------|--------|--------|
| 総平均 ¹⁾ | 女性 | 3時間55分 | 3時間53分 | 4時間34分 | 4時間39分 | 5時間15分 |
| | 男性 | 1時間17分 | 1時間45分 | 1時間50分 | 1時間28分 | 1時間48分 |
| | 女性/男性比 | 3.05 | 2.22 | 2.49 | 3.17 | 2.92 |
| 調査日家事実行者平均 ¹⁾ | 女性 | 4時間21分 | 4時間18分 | 4時間53分 | 5時間6分 | 5時間38分 |
| | 男性 | 2時間20分 | 2時間44分 | 2時間39分 | 2時間6分 | 2時間32分 |
| | 女性/男性比 | 1.86 | 1.57 | 1.84 | 2.43 | 2.22 |

(注)ピナル・デル・リオ市はキューバ西端ピナル・デル・リオ州の州都。サンファン・イ・マルティネスは同州の町。バヤモは東部グランマ州の州都。ギサは同州の町。

1)総平均は、調査対象となった全員の平均。調査日家事実行者平均は、実際に当該行動(この場合は家事)に参加した人の平均。なお、2001年の調査では「家事」に育児や介護労働は含まれない。

(出所) Oficina Nacional de Estadísticas[2003b, 65]のデータから筆者作成。

まず表7をみよう。男性も家事に従事しているが明らかに女性の負担はずっと大きい。総平均に関する男女比は2.2から3.2程度であり、「調査日家事実行者」平均に関する男女比は1.6から2.4程度となっている。また、総平均に関する男女比より「調査日家事実行者」平均に関する男女比の方が小さいが、これは、女性で家事をまったくやらない人よりも、男性で家事をまったくやらない人の方が多いことを示している。

次に家事だけでなく、ケア労働を含めた表8を見よう。ここで興味深いのは、表7の家事労働のみの場合と比べて男女比が縮小していることである。つまり、男性は炊事洗濯といった家事労働よりも、育児や老親介護に代表されるケア労働に指向しているといえる。これは二つの点から説明できるように思う。一つは日本やいくつかのアジア諸国と違い、キューバには息子の妻が義理の親の介護をするという習慣があまりなく、基本的に子ども⁽⁵⁾が実の親を介護する習慣である点である。したがって、息子たちだけの兄弟構成だった場合、男性でも親の介護をしなければならぬ。もう一つは、キューバでは1980年代半ば頃から急速に少子高齢化が進行している点である。子どもの数が少なくなると、まず息子だけで親の介護をする可能性が高くなる。また、高齢者だけの世帯が増え、

配偶者の介護をするケースが増えるので、夫が妻を介護するケースが増えていく。これは男性の認識がよりジェンダー平等に近いというよりは、余儀ない事情のため致し方なくやるわけだが、いずれにしても男性がケア労働をそれなりに引き受けているという事実は、キューバの性別分業パターンの特色を示すものといえるだろう。

ところで、ソ連崩壊による経済危機は家事労働にどのような影響をもたらしたのであろうか。筆者はソ連崩壊前の調査結果を入手していないが、それに言及したLutjens[1995, 109]によれば、1988年の調査では女性の家事労働時間は週22時間以上、男性のそれは5時間、となっており、両者の比は4.4である。他方、経済危機の影響を反映する97年の調査によれば、女性が家事に費やす時間は週34時間、男性は12時間となっており(Oficina Nacional de Estadísticas[1999, 149]),その比は2.8である。調査対象、方法などが同一ではないと推定されるので厳格な比較は許されないが、97年では女性、男性とも家事にかかる時間の絶対量が増加しており、比という形で測った男女間の格差は縮小している(また先に見た2001年の結果も大雑把な比較しか許さないが⁽⁶⁾、それも、97年の結果に近い)と考えてよいだろう。これは、経済危機の影響で、消費生活において家族全体で必要とされる家事労働

表8 地域別・男女別にみる家事・育児・介護労働時間(調査日家事実行者平均)(2001年)

| 調査地 | ハバナ旧市街 | | ピナル・デル・リオ市 | | サンファン・イ・マルティネス | | バヤモ | | ギサ | |
|---------------|--------|--------|------------|--------|----------------|---------|--------|--------|---------|--------|
| | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 |
| 調査日家事実行者 | 8時間29分 | 5時間29分 | 8時間12分 | 7時間34分 | 10時間32分 | 6時間21分 | 9時間12分 | 6時間42分 | 9時間11分 | 7時間0分 |
| 都市部 女性/男性比 | 1.55 | | 1.08 | | 1.66 | | 1.37 | | 1.31 | |
| 農村部 | | | 12時間14分 | 7時間21分 | 10時間31分 | 10時間20分 | 9時間27分 | 7時間26分 | 10時間28分 | 4時間34分 |
| 農村部 女性/男性比 | | | 1.66 | | 1.02 | | 1.27 | | 2.29 | |

(出所) Oficina Nacional de Estadísticas[2003b, 63]から筆者作成。

働時間が大幅に増大した結果である。たとえば経済危機によって停電や断水、ガス供給が減ると、炊事や洗濯に必要な時間が長くなり、物不足が深刻になって、必需品を購入するために大変な時間を必要とするからだ。家族全体としての家事労働時間が非常に長くなる中で、女性の負担が限界に近づき、男性も負担を増やさざるを得なくなり、その結果、男女の平等化(男女比の縮小)が進んでいると推定される。

4. 社会主義的社会政策と家族形成(結婚と離婚)

男女の平等化に関わる革命の成果の内実を把握するためには、革命政権が特に力を入れて整備してきた社会保障制度等の社会政策や制度が、男女の平等化にどのような役割を果たしてきたかという問題を見ておく必要がある。ここでは、この問題を結婚と離婚という家族形成行動の角度から論ずることとしたい。

(1) 結婚と男性の経済的責任

キューバ人は一般に早婚であり、1980年代の調査によればラテンアメリカで最も初婚年齢が低い国である(畑[2000, 163])。学生結婚も珍しくなく、この点は崩壊前のソ連の状況に似ている。若くして結婚するということは、特に男性側に伝統的に期待されてきた経済的な基盤が整っていないのに結婚するケースが多いことを意味する。これを可能にするのは、一つには親族からの支援があるが、これに加えて社会主義に固有な特徴である手厚い社会政策の存在、特に、国民全員に普遍的に保障される配給制度や無料の医療・教育の存在が重要である。つまりキューバでは、最低限の生活必需品は自分が働いて稼がなくても手に入るということであり、また子どもの教育に親が支出せずすむということであり、病人が出たときに備えて貯

蓄をする必要もないということである。

ところで、先に、キューバ人の家庭における性別役割意識が伝統的であり、男性には経済的な役割を、女性には家庭を中心とした仕事、母性的な役割が求められていることを述べた。しかし、女性の伝統的な価値観に基づく家事労働という責務は社会主義の下でも変わらないのに対し、社会主義下での男性の経済的責務に関しては、その内実は、伝統的なものからみればかなり軽いものとなっていることに気づく。先に見てきたように、伝統的な価値観は社会主義下の労働、家庭生活における性別役割の平等化に制約を与えてきた一方、社会主義の制度がその行動の内実を変容させてきたという、価値観と社会の現実の間に相互作用が見られるのである。この意味で正確にいうならば、伝統的な価値観といってもキューバの場合は、伝統的な価値観の基本的な枠組みを維持しながら、社会主義による変容(男性の責任の軽減)を伴ったものであることを銘記する必要がある。

(2) 離婚と女性の自立

表9はキューバの離婚率の推移を示している。キューバはプエルトリコに次いで、ラテンアメリカで2番目に離婚率の高い国である。離婚が増加してきた背景として、社会主義革命後離婚を禁じるカトリック教会の影響力が大きく低下したことと同時に、雇用を通じた女性の経済的な自立が進んだこと、さらに先に述べた社会政策、制度が整備されることによって、女性の男性配偶者への依存を潜在的に解消する(いざとなれば依存を断ち切り得るものにする)ものとして機能してきたことが考えられる。また、先に述べたように、キューバでは住宅難もあって拡大家族の同居が一般的であるので、女性が離婚した場合も自分の両親の支援(特に住居)を期待できるということが、離婚率の

表9 キューバの離婚率(1960～96年)

(%)

| | 1960 | 1970 | 1980 | 1990 | 1991 | 1992 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 離婚率 | 0.5 | 2.9 | 2.5 | 3.5 | 4.1 | 5.9 | 6.0 | 5.2 | 3.7 | 3.7 |

(出所) Oficina Nacional de Estadísticas[1999, 44]

高さに貢献しているかもしれない。

しかし、表9によれば、革命後一貫して増加してきた離婚率は、1992、93年をピークとして減少し、その後は停滞している。経済危機により、政府からの社会的な給付が実質的に激減する中で、公的部門に就労しても独立して生計を営むに足る経済的基盤を築くことが難しくなっていると推測される。離婚率が女性の経済力に相関しているとするなら、ここでは明らかに女性の経済力の低下が、離婚率の上昇が止まった事実を反映していると考えられる。ただしキューバの場合、家事労働が非常に重いため、男性も先進国のように1人暮らしをして働きながら家事もこなす、というのはかなり難しいことも事実で、女性の経済力の実質的な低下と男性の家事に充当することが可能な時間の相対的な低下が、男女の相互依存をより緊密にし、離婚を減少させていると考えられる。

III 性別分業の平等化における経済危機のインパクトの意義

以上各所で、ソ連崩壊による経済危機のインパクトについて触れてきたが、ここで、これが性別役割分業に関してキューバ社会に根本的な変化をもたらしつつあることを総括的に論じたい。

第I節において、女性の労働力化率が経済危機によって一時低下し、その後また上昇傾向に戻ったことを見た。これは何を意味するのであろうか。一つの見方は、基本的に革命によって築かれてき

た性別分業に関わる成果は守られており、経済危機は当初は人々の行動に影響を与えたが、悪化したとはいえ経済がそれなりに落ち着くことによって、労働力化率が経済危機前の水準へと回復へ向かったというものであろう。キューバの研究者がこの見方に立つ。彼らは、ソ連崩壊後の経済危機によって女性の労働力化率が減少することはほとんどなかったと主張する。たとえばロドリゲス＝レイエスは、革命以来女性の意識が大きく変化したこと、特に革命政府によって女性にも多くの教育機会が与えられ、よりよい就労機会が得られたことにより、収入を得られる労働者としての地位を捨て、雇用を通じて社会に貢献する機会を捨てて家庭に回帰することをもはやしなくなったことを述べ、家庭の外で賃金を得て労働することにより、女性の自尊心が高まり、地位が改善したこと、経済危機でもそれを後戻りさせることは不可能であると主張している(Rodríguez Reyes[1999, 10])。

しかし筆者は、このようなとらえかたは、経済危機のインパクトの大きさ、それがもたらした根本的な変化の重要性を見逃していると考ええる。第II節において見てきたように、経済危機は、大多数(特に公的部門)の労働者の賃金を低下させる一方、消費物資供給の激減を通じて、家事労働に必要な時間を極端に増大させた。それに対しとられた家族としての当初の戦略は、周辺の性格をもっていた低賃金の女性労働力を職場から撤退させ、家庭内の労働に振り向けるというものであった。こうして、女性の労働力化率は減少した。

このような家族の戦略は、伝統的な価値観という条件の下ではいわば「最適解」を与えるものであったろう。しかし、家族の福祉を最大化するためのもう一つの戦略は、増えた家事を分担し、共働きを維持するということである。ただしこのためには、男性も家事を担うということを受け入れる必要があり、伝統的な価値観の変容が必要である。すでに見たように、2001年の時点でも人々の意識はきわめて伝統的なものであった。ただそれは、言葉で半ばフォーマルに表現された「意識」として表現されたものであり、人々の行動は変わりつつある。それは男性の家事労働への参加の絶対的な増加に示される。経済危機が始まった後に、男性の家事労働時間の増加の割合が相対的に女性より高かった結果、家事労働時間の女性・男性比はかなり縮小したと推定された。このように旧来の性別役割意識から少しずつ離れた意識と行動が生じてきたことが、女性の就労状況の維持、あるいは復職を可能とし、徐々に女性の労働力化率を回復してきたのである⁽⁷⁾。

しかし、多くの場合で性別役割分業の平等化の方向に動いているわけではない。すでに触れたように経済危機後の経済改革によって、限定的に外資が導入され、輸出部門や観光などの主として外国人を相手にする新興経済部門が生まれた。そこでは、高密度の労働が要求される資本主義的な労働慣行を強いられる場合が多く、家事責任のある女性には就労がかなり難しい。また夫が公務員でも闇で副業をしていれば、やはり高収入を得る可能性があるが、その分夫は正規の勤務時間外にも働くことになり、妻は専業主婦化するか、有職であっても家事やケア労働を夫の協力なしに行なう可能性が高い。こうして、外貨収入が期待できるが労働条件が厳しい職場で長時間働く男性と、家事・育児・介護を一手に引き受ける専業主婦の女

性というモデルが出現している。あるいは、親が経済力をもつ場合、「パラサイト的な若い夫」全面的に親に経済的に依存し、さらに家事やケア労働にも責任をもたない といった現象が生じている。

おわりに - 今後の展望 -

最後に、キューバにおける性別分業の問題の今後を展望する意味で、特に人々の価値観の変容という観点から考察し、結びとしたい。

まず、両性の平等を目指す制度整備という点で、革命以来の政府の努力が評価されてよいと考える。女性の教育と雇用については、革命政府の努力は疑う余地はなく、雇用によって女性労働者の家庭内での地位や権威が向上したことは確かだろう。また筆者は、同時に政府の社会政策面での努力が旧来の伝統的な価値観の基本的なあり方を変えず、価値観の変化ということに関しては、ただ男性の責任を軽減する側面をもったことを指摘したが、しかし、政府の努力の中には、人々の意識を変えようとするものがあつたことも忘れてはならないだろう。

そのような人々の意識に関わる施策のうち、特に重要なものとして、性別役割に関する法の制定が指摘できよう。キューバでは、1975年の国際女性年に合わせて制定された進歩的な「家族法 (Código de Familia)」が存在する。この「家族法」は、たとえば日本の99年制定の「男女共同参画社会基本法」と比較しても、性別分業に関しては先進的である⁽⁸⁾。同法第27条では、「夫婦のいずれか(甲)が家事・育児に専従している場合、もう一方(乙)は世帯の生存のために貢献しなければならないが、片方(甲)が従事している仕事(筆者注：家

事・育児)に協力することに(乙は)偏見をもってはならない」と定められ、家事や育児は夫婦両方の責任であることが明記されている。これは、妻が主婦専業の場合でも夫が家事に協力することを要請するものであり、したがって、共働きの場合は夫の協力が要請されることはいうまでもない。

しかしながら現実にはこれはかなりの理想論であり、家族法制定後30年が経過した現在も現状がこの規定の精神からは遠いことはすでにみてきたとおりである。しかし、法的規範の影響力は無視できるものではない。

キューバでは、男性が家事に参加する意思がある場合でも、他の男性に家事をしているところを見られたくないために、結局家事をしないという問題があることが指摘されている。政府は、結婚式の場だけでなく、学校その他さまざまな公共の場において、繰り返し家族法第27条を家族のあるべき姿として読み上げるように指導している。これは、特に若い世代への教育効果があるようだ。このように政府が率先して、家事をする男性像をモデルとして示すことにより、実際に家事をする男性が他の男性に対して肩身の狭い思いをせず、すむようになったという例も報告されている⁽⁹⁾。

そして特に重要なのは、経済危機がもたらした客観的な社会経済的条件が、この家族法の意義を現実的なものとしつつある点である。古い価値観は、この困難な社会経済的条件の中で、家族として最低限の福祉を維持、獲得する上でむしろ桎梏となりつつあるのだ。

調査データという形では示されていないが、現在若い世代の性別役割に関する意識は変わりつつあるといわれている。筆者の周囲でも、家族法制定以降に生まれた若い世代のカップル(特に首都ハバナ)では、家事を分担している例を多く見聞きする。そうはいつても、変化は少しずつ現れてい

るにすぎない。女性が高収入の場合、闇市場で家事労働を代行してくれる人(女性)を調達し、夫婦ともに働く⁽¹⁰⁾。他方、夫が高収入でも自身が高収入でもない大多数の女性は、低賃金の公的部門に就労しながら家事を限界まで負担している。夫婦共働きでも夫が家事をまったくしないケースは未だ多いわけだが、革命政府の努力や制度の教育効果が若い世代に徐々に現れていることを考えれば、価値観は徐々にでも変容しつつあるとみてよいと思われる。

注

- (1) キューバ女性連盟女性問題研究所所長アルバレス氏との2004年10月の筆者インタビューより。
- (2) キューバの女性労働者の退職年齢は55歳である(男性は60歳)。ただし、退職は強制ではなく、希望する労働者は55歳(男性の場合は60歳)を超えても労働できる。女性は55歳になれば老齢年金が受給できる。
- (3) Mesa-Lago[2003, 80]は、公的部門に就労する労働者と、民間部門(および闇経済)で就労する労働者の賃金が異なる様子を示している。公的部門と民間部門では、米ドル換算で100倍から1万倍以上の極端な格差が認められる。
- (4) ハバナ大学に勤める著者の友人は、過去数年間彼の学部になたに入ってきた研究者は全員が女性だと言っていたが、公務員としての給料の低さを考えると、学者や大学教授もキューバではもはや、社会的に尊敬されるとはいえ魅力的な職業とは限らない。公務員の多くは闇で副業をして何とか生活していると考えられる。
- (5) ただし、“血のつながった実の親”，という血縁主義というよりは、実際に子どもの自分を育ててくれた恩があるかどうかで決まるようである。したがって、別に血が繋がっていなくとも、たとえば実父が再婚したために現れた義理の母親でも、あるいは親でなくおばであっても、自分が成人するまで養育してくれたという事実を理由に老

後の介護を引き受けるのが社会的規範であるようだ。ただ、別にキューバに限らないが、家族関係が悪い場合は家族の介護をあてにできないことも多い。筆者の調べた限りでも、親と仲の悪い子どもは介護もしないというケースはよくみられる。

- (6) 二つの調査は、調査対象、発表内容が異なっている。1997年の調査は、就労している15歳以上の成人に限定されているが、2001年の調査は成人全体を対象としている。また、97年の調査は一応全国を対象として実施されているが、2001年の調査は、内容は詳細になっているが、調査地域は東部グランマ州2カ所、西端ビナル・デル・リオ州2カ所、およびハバナ市旧市街(Habana Vieja)のみに絞られている。
- (7) 筆者の実感では、女性の労働力化率は、実態を正確には反映していないように思う。キューバのような完全雇用を建前とした制度の下では、統計上就労していることになっていても実際は休職状態の労働者が相当数存在する。たとえば、病休はかなり簡単に取得でき、医師に少しお金を渡して偽の診断書を書いてもらうことも楽にできる。小さな子どもがいれば、6週間の有給の産休後、1年まで一部賃金補償つきの育児休業があり、その後子どもが満1歳になれば復職できるが、そのまま復職しない場合もみられる。またほんとうは老親介護をしていて職場に出てこなくても、上司が好意的なら休職扱いになることもある。実際に女性の労働力化率が全国一高いはずのハバナ市の街を歩いていても、平日の昼間なのに家にいる20代、30代の女性を家々の窓から結構多く見かけるので、数字が実態を表しているのか疑念が残る。このような状況がソ連崩壊後の経済危機の中で強まった可能性もある。とすれば、労働力化率の回復は数字ほどではないことになるが、回復傾向にあること自体は間違いのないだろう。
- (8) 「男女共同参画社会基本法」が制定されたのは1999年6月であり、キューバより20年以上も後のことである。さらに性別分業の問題については、同法にはキューバほど明確な規定がない。基本法の五つの柱の3番目に、「固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるよう」努力することが掲げられているが、どのような役

割分担意識をもつかは個人にゆだねられており、キューバのように具体的に、女性が家事・育児に専従している場合でも男性が協力しなければならないなどは書かれていないし、「さまざまな活動」が何を意味するのかも人によって解釈が分かれるだろう。この基本法の英文名称は「Gender Equality Law(ジェンダー平等法)」となっているが、その名称にふさわしい内容になっているとは言い難い。

- (9) 2003年11月、キューバ女性連盟発行の雑誌 *Mujeres* 編集長 Isabel Moya Richard 氏との筆者インタビューによる。
- (10) この場合、家事労働者の賃金の相場は月20～40ドルであるため、女性はこれよりも高い収入を得ている必要がある。たとえば医師は公務員の中では高い賃金を受けるが、闇市場で雇用される家事労働者は、相場として少なくとも医師と同等あるいはそれ以上の賃金を受け取る。

参考文献

- 内閣府男女共同参画局[2003]『男女共同参画社会に関する国際比較調査：平成14年度調査』内閣府。
- 畑恵子[2000]「キューバの新しい社会と女性：フェミニズムなき社会の女性たち」(国本伊代編『ラテンアメリカ 新しい社会と女性』新評論) 149-171ページ。
- Lutjens, Sheryl L.[1995] “Reading Between the Lines: Women, the State, and Rectification in Cuba,” *Latin American Perspectives*, Vol. 22, No. 2, pp.100-124.
- Mesa-Lago, Carmelo[2003] *Economía y bienestar social en Cuba a comienzos del siglo xxi*, Madrid: Colibrí.
- Oficina Nacional de Estadísticas[1999] *Perfil estadístico de la mujer cubana en el umbral del Siglo XXI*, Havana: Oficina Nacional de Estadísticas.
- Oficina Nacional de Estadísticas[2001] *Anuario estadístico de Cuba 2000*, Edición 2001, Havana: Oficina Nacional de Estadísticas.

Oficina Nacional de Estadísticas[2003a] *Anuario estadístico de Cuba 2002*, Edición 2003, Havana : Oficina Nacional de Estadísticas.

Oficina Nacional de Estadísticas[2003b] *Encuesta sobre el uso del tiempo*, Havana : Oficina Nacional de Estadísticas.

Popowski Casañ, Perla[1999] “ La mujer en el desarrollo económico y social cubano, ” *AUNA-CUBA : Análisis y coyuntura*, No.11, December, pp. 21-28.

Reca Moreira, Inés, Mayda Álvarez Suárez, Alicia V. Puñales Sosa, María del Carmen Caño Fernández[1996] *La familia en el ejercicio de sus funciones*, Havana : Editorial Pueblo y

Educación.

Rodríguez, Dixie Edith y Herminia, Isabel Candelé, Lecsy González, and Menfis Benítez[2001] “ Machismo : anclado en la tradición, ” *Bohemia*, Vol. 93, No.5, March 9, pp. 28-34.

Rodríguez Reyes, Inalvis[1999] “ Costos del Period Especial para la mujer cubana, ” *AUNA-Cuba, Análisis de coyuntura*, No.11, December, pp. 8-20.

Safa, Helen[1995] *The Myth of the Male Breadwinner : Women and Industrialization in the Caribbean*, Boulder : Westview Press, Chapters 2 & 5.

(やまおか・かなこ / 地域研究センター副主任研究員)